

大牟田市への移住を応援します

01

移住支援金の支給を始めます！

■問合せ 広報課 ☎41-2505 FAX41-2552

大牟田市は福岡県と連携し、移住支援金の制度を創設しました。三大都市圏（※）から大牟田市に転入し、就職・起業した人などに支援金を支給します。

※東京圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）
名古屋圏（愛知県、岐阜県、三重県）
大阪圏（大阪府、兵庫県、京都府、奈良県）



▶主な支給要件

【移住元に関する要件】直前の10年のうち通算5年以上三大都市圏に住んでいたこと

【移住先に関する要件】令和3年8月20日以後に大牟田市に転入し、5年以上継続して居住する意思があること

【就業または起業に関する要件】福岡県が指定する就職支援サイト等に掲載された企業・事業所への就職、または福岡県起業支援金の交付決定を受けたことなど

▶支給額

【2人以上の世帯】100万円 【単身世帯】60万円

▶申請方法

大牟田市に転入後、3カ月経過後から1年以内に、広報課へ申請してください。

▶注意事項

- ・予算上限額に到達した場合は年度途中で受付を終了する場合があります。
- ・移住支援金の申請日から5年以内に転出した場合などは、移住支援金の返還を求めることがあります。

※支給には他にも要件がありますので、申請前に必ず相談してください。

詳しくはコチラから！



こちらの支援も継続中！

◆UIターン若者就職奨励金

大牟田市への就職とともに市に移住する人に、家賃補助制度があります（45歳未満限定）

■問合せ 産業振興課 ☎41-2724 FAX41-2751

◆おおむた100若者未来応援事業

市内の中小企業等に就職された人に、奨学金の返還を支援します（35歳未満限定）

02

「景観発見！熱気球係留体験」参加者募集

■問合せ 都市計画・公園課 ☎41-2782

大牟田市は24年度に策定した景観計画を基に、景観資源を守り、育てる取り組みを進めています。その取り組みの1つとして熱気球係留体験を実施します。

今回は夜景！



- ▶と き 11月14日(日) 午後5時30分～8時30分
- ▶ところ 宮原坑（駐車場あり）
- ▶内 容 熱気球に乗って、約15メートルの上空から眺めます。1組あたりの体験時間は2～3分程度です。

- ▶定 員 150人（応募多数の場合は抽選）
- ▶参加費 無料
- ▶申込期限 10月22日(金) 必着

▶申込み 見本のように必要事項を記入して提出

- ・応募は1組1回のみで、往復はがき1枚につき5人まで申し込めます（複数応募した場合、重複した分は無効となります）。
- ・搭乗の組み合わせは、4人以上で申し込んだ場合に2組に分かれる場合や、相乗りになる場合があります。

▶抽選結果 応募者全員に返信はがきで通知

注意事項

- ・気象状況により中止となる場合があります。また、体験中でも天候の変化によって、一時中断または中止となる場合があります。また、予定時間に乘れないことがあります。
- ・当初から中止となった場合は、11月21日(日)に延期します。
- ・小学生以下の人は、保護者と一緒に搭乗してください。また、小さい子どもはバーナーの音や炎に驚くことがありますので注意してください。

詳しくは市ホームページで確認してください。

返信（おもとて） ☐ 〒836-8666 大牟田市役所 都市計画・公園課 「景観発見係留体験」係	返信（うら） 白紙 （何も書かないでください）
--	-------------------------------

返信（おもとて） ☐ 郵便番号 代表者氏名 代表者住所	返信（うら） 1. 代表者の ・郵便番号 ・住所 ・電話番号 （当日連絡取れる番号） 2. 参加者全員の ・住所 ・氏名 ・年齢 ・性別
--	--

03 上内小学校で学んでみませんか

市内のどこからでも就学できます

■申請・問合せ 教育委員会学校教育課（市庁舎4階） ☎41-2863

■見学・面談・説明会の予約など 上内小学校 ☎58-0103

上内小学校は、豊かな自然と少人数の特性、温かい地域との交流を生かした教育を行っています。



就学には要件があります

- ①保護者および児童は、市内に居住していること。
- ②上内小学校の教育活動やPTA活動、地域との交流活動に賛同し、協力すること。
- ③通学は、保護者の責任と負担で行うこと。
- ④原則として、小学校卒業まで就学すること。
- ⑤児童は、通常学級該当であること。

学校見学・面談・申請等

申請の前に、保護者と児童で学校見学や学校長との面談を行ってください。

見学・面談…12月1日(水)～1月14日(金)

申請…12月1日(水)～1月21日(金)

平日の午前8時30分～午後5時

※見学や面談の予約は上内小学校（☎58-0103）へ

地域の特性を生かした教育

- 野菜や米づくりなどの農業体験
- 地域と一緒に学習支援をする上内寺子屋
- 3泊4日の共同生活を行う通学合宿
- 地域と合同で行う、ふれあい運動会など

令和4年度上内小学校の予想児童数

1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計
3人	6人 (4)	7人 (5)	4人 (2)	14人 (7)	10人 (7)	44人 (25)

() は、小規模特認校制度を利用した児童数の内数

小規模特認校制度を利用して、上内小へ入学および転入学を希望される人へ

オープンスクールに参加してみませんか

上内小学校の教育活動の様子を見学したり、実際に授業に参加したりします。

▶期間 10月4日(月)～10月29日(金)

説明会を行います

- ▶第1回：10月22日(金) 16：00 上内小ふれあいホール
- ▶第2回：10月29日(金) 16：00 //

※いずれも参加を希望する場合は、上内小学校まで連絡してください。

04

ボランティア・市民活動を安心して行うための
市民活動補償制度のお知らせ

■問合せ 地域コミュニティ推進課 市民協働担当 ☎41-2614

市民活動中のもしもの事故に備えて、市民活動補償制度を実施しています。

▶補償の対象となるもの

ボランティア団体、町内公民館、自治会、校区まちづくり協議会などが、地域社会の問題解決を図るために実施する、営利を目的としない市民活動中の事故。

▶補償の対象とならないもの

スポーツ競技、文化・レクリエーション行事に参加中の事故、懇親会や親睦旅行、危険度の高い活動時の事故など。

▶事故が発生したとき

事故の証明ができるよう、発生日時や場所などの事故状況を把握し、地域コミュニティ推進課市民協働担当へ連絡してください。対物事故の場合は、損害箇所が分かる写真が必要です。

※市民活動中の事故と市が認めた場合に保険会社へ事故報告を行い、保険会社の審査により、補償の可否が決まります。



草刈時の事故が増えています。作業前に小石や枝などを取り除き、周囲に人がいないことや、自動車などがいないことを確認しましょう。無理なく安全な活動をお願いします。

【傷害補償】

市民活動中に発生した急激かつ偶然の事故により、活動していた人が負傷または死亡した場合に補償します。

【賠償責任補償】

市民活動中や市民活動に起因して、法律上の損害賠償責任を負った場合に補償します。

補償項目	補償金額
通院補償	1日につき 2,000円（90日を限度）
入院補償	1日につき 3,000円（180日を限度）
後遺障害補償	最高300万円
死亡補償	300万円

補償項目	内 容	補償金額（限度額）
身体賠償	他人の身体に損害を与えた場合	1名につき1億円 1事故につき1億円
財物賠償	他人の財物に損害を与えた場合	1事故につき 1,000万円
受託物賠償	他人からの預かり品や管理している物を、壊したり無くしたりして被害を与えた場合	1事故につき 300万円



この保険の対象であれば、今まで加入していた他の保険には加入しなくてもいいのでしょうか？



本保険の担保内容や補償内容は、今までそれぞれの団体が独自で加入されていた保険と全く同じものではありません。このため、加入継続の可否については、保険内容や補償内容等を比較のうえ、検討してください。

05

令和2年7月豪雨災害
被災した家屋等の解体にかかる費用償還の申請は済んでいますか

■申込み・問合せ 環境業務課 公費解体担当 ☎41-2728

令和2年7月豪雨により損壊した家屋等の解体・撤去にかかった費用について、「費用償還」の申請を再度受け付けています。まだ申請が済んでいない人は、受付期間内に必要書類を添えて申請してください。

▶対象となる家屋等

- ・り災証明書において、「半壊」以上の認定を受けた家屋
- ・被災証明書が交付された家屋等で、市の認定調査（解体前に依頼が必要）により「半壊」と同程度以上かつ解体の必要があると認められた、空家、貸家、店舗等

▶受付期間 10月29日（金）まで（受付期間終了時までには申請書類を提出する必要があります。また、申請書類の作成には、解体・撤去が完了している必要があります。）

▶受付は予約を 受け付けに一定の時間が必要となりますので、必ず電話で予約してください。